

第 80 回国民スポーツ大会

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ

七戸町実行委員会

設立総会・第 1 回総会



**JAPAN
GAMES**

日 時 令和 6 年 6 月 20 日 (木) 午後 3 時 00 分～
場 所 七戸町総合アリーナ 研修室

青の煌めきあおもり国スポ
七戸町実行委員会

設立総会

青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会 設立総会

次 第

- 1 開会
- 2 町長あいさつ
- 3 説明事項
 - (1) 第80回国民スポーツ大会（青の煌めきあおもり国スポ）の概要 P1～P6
 - (2) 第80回国民スポーツ大会開催準備経過概要 P7
 - (3) 第80回国民スポーツ大会開催に向けたスケジュール P8
- 4 仮議長選出
- 5 議事
 - (1) 議案第1号 青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会設立趣意書（案） P9
 - (2) 議案第2号 青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会会則（案） P10～P13
 - (3) 議案第3号 青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会委員・役員等（案）
P14～P16
- 6 閉会

第80回国民スポーツ大会（青の煌めきあおもり国スポ）の概要

1 目的

国民スポーツ大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的に開催されるスポーツの祭典です。

2 主催

国民スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）、文部科学省及び開催地都道府県である青森県（以下「県」という。）とし、各競技会については日本スポーツ協会加盟競技団体等（以下「競技団体」という。）及び会場地市町村を含めたものとする。

3 名称の変更

平成30年6月13日に「スポーツ基本法の一部を改正する法律」が国会において成立し、令和6年の大会から「国民体育大会」の名称が「国民スポーツ大会」に変更となりました。

区 分	新	旧
大会名称	国民スポーツ大会	国民体育大会
略 称	国スポ（こくすぽ）	国体（こくたい）
英語表記	JAPAN GAMES	NATIONAL SPORTS FESTIVAL

4 開催時期、期間

【国民スポーツ大会】

本大会開催時期：令和8年10月10日（土）～10月20日（火）

本大会開催期間：11日間

【全国障害者スポーツ大会】

本大会開催時期：令和8年10月23日（金）～10月26日（月）

本大会開催期間：4日間

5 実施予定競技

【国民スポーツ大会】

＜正式競技＞ 37競技（毎年実施36競技、隔年実施1競技）

○毎年実施競技（36競技）

No.	競技名	No.	競技名	No.	競技名
1	陸上競技	13	ハンドボール	25	ライフル射撃
2	水泳	14	自転車	26	剣道
3	サッカー	15	ソフトテニス	27	ラグビーフットボール
4	テニス	16	卓球	28	スポーツクライミング
5	ローイング	17	軟式野球	29	カヌー
6	ホッケー	18	相撲	30	アーチェリー
7	バレーボール	19	馬術	31	空手道
8	体操	20	フェンシング	32	銃剣道
9	バスケットボール	21	柔道	33	なぎなた
10	レスリング	22	ソフトボール	34	ボウリング
11	セーリング	23	バドミントン	35	ゴルフ
12	ウエイトリフティング	24	弓道	36	トライアスロン

○隔年実施競技（1競技）

ボクシング、クレ射撃のうち青森大会ではクレ射撃を実施

＜特別競技＞ 1競技

高等学校野球（硬式及び軟式）

＜公開競技＞ 7競技

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック

＜デモンストレーションスポーツ＞ 38競技

生涯スポーツの振興を主な目的とし、正式競技・特別競技・公開競技以外のもの（種別・年齢等）で、原則として県内居住者を対象に実施することができる競技。

【全国障害者スポーツ大会】

＜正式競技＞ 14競技

個人 人 競 技	競技名	障がい種別	団体 競 技	競技名	障がい種別
	陸上競技	身・知		バスケットボール	知
	水泳	身・知		車いすバスケットボール	身
	アーチェリー	身		ソフトボール	知
	卓球(サウンドテーブルテニス含む)	身・知・精		ブラインドベースボール	身
	フライングディスク	身・知		バレーボール	身・知・精
	ボウリング	知		サッカー	知
	ボッチャ	身		フットソフトボール	知

＜オープン競技＞ 3競技

競技名	障がい種別
ブラインドテニス	身
ファイン・ボール	身
デフボウリング	身

第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会開催予定競技

第80回国民スポーツ大会 七戸町開催競技

＜正式競技＞

No.	競技名	種別	開催予定施設
1	剣道	全種別	七戸町総合アリーナ

第25回全国障害者スポーツ大会 七戸町開催競技

〈障害者スポーツ〉

No.	競技名	開催予定施設
1	ブラインドテニス	七戸町総合アリーナ

6 愛称・スローガン・マスコットキャラクター

○ 愛称

青の煌めき^{きら}あおもり国スポ・障スポ

青い空、青い海や湖、青い山並など美しく自然に恵まれた青森県で、国スポ・障スポに参加するすべての人々が、交流を深め、感動を創出し、いきいきと煌めくような大会を目指します。

○ スローガン

翔ける未来へ縄文の風に乗って

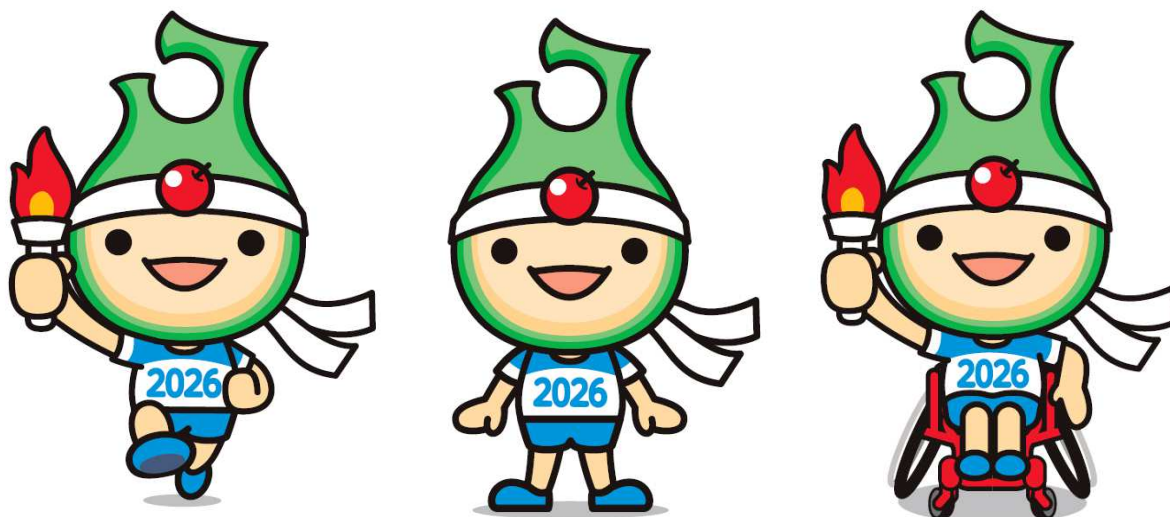
縄文時代の遺跡が数多く存在する青森から、新たな歴史と感動を全国に向けて発信し、未来につなげていきたいという願いを込めています。

○ 規定書体デザイン



愛称は、美しく豊かな自然の煌めきを「青」で、国スポ・障スポへ向けた人々の情熱を「赤」で表現するとともに、青森県が日本一の収穫量を誇るりんごを「国」に配置しています。スローガンは、国スポ・障スポに参加するすべての人々の夢や感動、躍動感をアクセントにつけて表現しています。開催年2026の「0」には、縄文のイメージと青森県の地形をデザインしています。

『アップリート君』



『アップリート君 剣道』

競技会場地マップ

Venue map

県内40市町村と県外3市町において、
国スポ・騰スポ合わせて103競技が開催されます。

国スポ **騰スポ**

正式競技(37) **公開競技(7)** **デモンストレーションスポーツ(38)** **冬季正式競技(3)**

特別競技(1) **オープン競技(3)** **正式競技(14)**

(※)身体的障害者が出場できる競技
(※)開封時年齢が3歳である競技



第 80 回国民スポーツ大会開催準備経過概要

年	月	内 容
平成 25 年	6 月	公益財団法人青森県体育協会が、令和 7 年(2025 年)に開催の第 80 回国民体育大会本大会の招致に関する要望書を県、県議会及び教育委員会に提出
平成 26 年	6 月	青森県教育委員会において、青森県国体検討懇話会を設置し、「青森県らしい国体のあり方」等について検討(全 6 回開催)
平成 27 年	9 月	平成 27 年 9 月青森県議会第 283 回定例会の提出議案知事説明において、平成 37 年に開催される第 80 回国民体育大会本大会の本県招致について表明
	10 月	同上定例会において、県議会が「第 80 回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
	11 月	知事、教育長、県体育協会会長が、文部科学省と公益財団法人日本体育協会に開催要望書を提出
平成 28 年	1 月	公益財団法人日本体育協会理事会において、開催申請書提出順序の了解(開催内々定)
	8 月	第 80 回国民体育大会青森県準備委員会設立総会・第 1 回総会及び第 1 回常任委員会を開催
平成 29 年	4 月	会場地市町村第一次選定(内定)剣道
平成 30 年	8 月	第 80 回国民体育大会青森県準備委員会を第 80 回国民スポーツ大会青森県準備委員会に改称
令和元年	7 月	中央競技団体による正規視察
	10 月	公益財団法人日本スポーツ協会が、知事、公益財団法人青森県スポーツ協会会長、教育長に第 80 回国民スポーツ大会冬季大会の開催を依頼
	11 月	令和元年 11 月青森県議会第 300 回定例会の一般質問において、知事が第 80 回国民スポーツ大会冬季大会を開催することについて表明
令和 2 年	6 月	知事、教育長、県スポーツ協会会長が、文部科学省と公益財団法人日本スポーツ協会に開催申請書を提出
	9 月	公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、鹿児島県及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の 4 者が第 75 回鹿児島国体を令和 5 年に開催することを決定し、これにより第 80 回国民スポーツ大会(冬季大会及び本大会)を令和 8 年に一年延期することが決定
	10 月	公益財団法人日本スポーツ協会臨時理事会において、第 80 回国民スポーツ大会(冬季大会及び本大会の)の開催地として内定。
令和 5 年	7 月	公益財団法人日本スポーツ協会理事会において、青森県が令和 8 年の第 80 回国民スポーツ大会本大会の開催地として決定
	8 月	第 80 回国民スポーツ大会青森県準備委員会を青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会に改組

第80回国民スポーツ大会開催に向けたスケジュール

年度	主要日程	実行委員会	七戸町
令和2年度 2020年 (開催6年前) 鹿児島国体 ※延期	あおもり国スポ 開催内定		
令和3年度 2021年 (開催5年前) 三重国体 ※中止			
令和4年度 2022年 (開催4年前) 栃木国体			
令和5年度 2023年 (開催3年前) 鹿児島国体	あおもり国スポ 開催決定		
令和6年度 2024年 (開催2年前) 佐賀国スポ		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">実行委員会設立</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">(実行委員会事務局)</div> <div style="text-align: center;">↓</div>	国民スポーツ大会 推進室設置
令和7年度 2025年 (開催1年前) 滋賀国スポ		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 総会 (各年開催予定) 各専門委員会 (総務企画、競技式典 宿泊衛生、輸送交通 随時開催) </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">実施本部設置</div> <div style="text-align: center;">↓</div>
令和8年度 2026年 青森国スポ		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> ↓ ←-----→ ↓ </div>	
	第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」開催		
		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">実行委員会解散</div>	

青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会設立趣意書（案）

「国民体育大会」は「国民スポーツ大会」へ名称を変え、スポーツが世界共通の人類の文化であるとの認識のもと、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的として開催されます。

青森県においては、昭和52年に「心ゆたかに 力たくましく」をスローガンに、第32回「あすなる国体」が開催され、当町ではボクシング競技会を開催し、大会を成功に導いたことは、七戸町のスポーツ振興に大きく貢献しました。

令和8年、49年ぶりに青森県で開催される第80回国民スポーツ大会は、時代の変化によって移り変わったスポーツの果たす役割を鑑み、これまでスポーツがもたらしてきた影響等に加え、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものと考えます。

七戸町で剣道競技会を開催することは、当町が掲げる基本理念に基づき、多くの来町者を心やさしく迎え、もてなし、継承されてきた産業や歴史・文化などの魅力を全国に発信し、ふるさと七戸に対する誇りを醸成する絶好の機会と捉え、町民、関係団体及び町が一体となって開催準備に取り組み、大会を成功させ、「潤いと彩りあふれる田園文化都市」の形成を推進するため、ここに関係する機関及び団体の代表者の参画を得て「青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会」を設立するものであります。

令和6年6月20日

七戸町長 小 又 勉

青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、第80回国民スポーツ大会において、七戸町で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営を期するために必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

（所掌事務等）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務及び事業を行う。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備に係る経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他本会の目的達成に必要な事務及び事業に関すること。

第2章 組織

（構成）

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 七戸町議会を代表する者
- (2) 関係競技団体、関係団体その他関係機関を代表する者
- (3) 知識経験を有する者
- (4) 七戸町職員
- (5) その他会長が特に必要と認める者

（役員）

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- | | |
|---------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 4名 |
| (3) 監事 | 2名 |

（役員を選任）

第6条 会長は、七戸町長をもって充てる。

2 副会長及び監事は、総会の承認を得て委員のうちから会長が指名する。

（役員職務）

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は、辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じてこれを補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告するものとする。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催及び運営に係る基本方針等に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 専門委員会の設置及び当該委員会への付託事項等に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人への権限の委任又は書面により議決に加わることができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任した者又は書面により議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（専門委員会）

第12条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、総会から付託された事項について調査し、又は審議し、その結果を総会に報告するものとする。
- 3 前項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

- 第13条 会長は、総会を招集するいとまがないと認めるとき、又は総会の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

（事務局）

第14条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

（経費）

第15条 実行委員会の経費は、負担金その他収入をもって充てる。

（予算及び決算）

第16条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

（会計年度）

第17条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

（解散）

第 18 条 実行委員会は、その目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、七戸町に帰属するものとする。

第 8 章 補則

(委任)

第 19 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和 6 年 6 月 20 日から施行する。

青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会委員・役員等（案）

計 68 名

【会長】 1 名

(順不同・敬称略)

No.	選出区分	所属機関・団体等名	役職	氏名
1	町関係	七戸町	町長	小 又 勉

【副会長】 4 名

No.	選出区分	所属機関・団体等名	役職	氏名
1	町議会	七戸町議会	議長	附 田 俊 仁
2	体育・スポーツ	特定非営利活動法人 七戸町スポーツ協会	会長	田 島 政 義
3	町関係	七戸町	副町長	仁 和 圭 昭
4	町関係	七戸町教育委員会	教育長	附 田 道 大

【委員】 53 名

No.	選出区分	所属機関・団体等名	役職	氏名
1	体育・スポーツ	青森県剣道連盟	会長	三 上 順 一
2	体育・スポーツ	青森県剣道連盟	理事長	工 藤 清 行
3	体育・スポーツ	青森県剣道連盟	事務局長	鶴 谷 直 樹
4	体育・スポーツ	七戸町剣友会	会長	倉 岡 貞 康
5	体育・スポーツ	青森県高等学校体育連盟 剣道専門部	部長	田 中 正 也
6	体育・スポーツ	七戸町スポーツ推進委員協議会	会長	山 本 泰 二
7	体育・スポーツ	七戸町スポーツ少年団	副本部長	瀬 川 勇 次
8	町議会	七戸町議会 文教厚生常任委員会	委員長	二ツ森 英 樹
9	学校・教育	七戸町立七戸小学校	校長	熊 谷 純
10	学校・教育	七戸町立城南小学校	校長	中 村 月 美
11	学校・教育	七戸町立天間林小学校	校長	新 谷 勝 一
12	学校・教育	七戸町立七戸中学校	校長	小笠原 聡
13	学校・教育	七戸町立天間林中学校	校長	栩 内 一 将
14	学校・教育	青森県立七戸高等学校	校長	高 橋 美和子
15	学校・教育	青森県立七戸養護学校	校長	村 井 知 史
16	学校・教育	青森県営農大学校	校長	松 江 利 英
17	学校・教育	七戸町連合PTA	会長	盛 田 一 栄
18	社会団体	七戸町老人クラブ連合会	会長	山 本 順 治
19	社会団体	公益社団法人 中部上北広域シルバー人材センター	理事長	富 岡 弘 治

20	社会团体	七戸町町内会連合会	会長	岡村茂雄
21	社会团体	七戸中央公民館分館	分館長代表	工藤一正
22	社会团体	七戸町連合婦人会	会長	天間愛子
23	社会团体	社会福祉法人 七戸町社会福祉協議会	会長	濱中幾治郎
24	産業・経済	七戸町商工会	会長	田中清一
25	産業・経済	七戸町天間林商工会	会長	坪 晃
26	産業・経済	十和田おいらせ農業協同組合	七戸支店長	川端義幸
27	産業・経済	ゆうき青森農業協同組合	代表理事専務	天間一博
28	産業・経済	株式会社 七戸物産協会	代表取締役	盛田隆造
29	産業・経済	一般社団法人 しちのへ観光協会	理事長	田中忠則
30	輸送・交通	株式会社 縦貫タクシー 本社営業所	所長	前田利治
31	輸送・交通	東日本旅客鉄道株式会社 八戸統括センター 七戸十和田駅	駅長	田中志穂子
32	消防・警備	七戸警察署	署長	洞内友美
33	消防・警備	中部上北広域事業組合 消防本部	消防長	蛭名博之
34	消防・警備	七戸町消防団	団長	小栗勝吉
35	医療	公立七戸病院	院長	小野正人
36	町関係	七戸町 総務課	課長	鳥谷部 慎一郎
37	町関係	七戸町 企画調整課	課長	田中 健一
38	町関係	七戸町 財政課	課長	附田 敬吾
39	町関係	七戸町 税務課	課長	高田 美由紀
40	町関係	七戸町 町民課	課長	高田 博範
41	町関係	七戸町 保健福祉課	課長	西野 勝夫
42	町関係	七戸町 介護高齢課	課長	三上 義也
43	町関係	七戸町 こどもみらい課	課長	澤山 晶男
44	町関係	七戸町 庶務課	課長	金見 勝弘
45	町関係	七戸町 商工観光課	課長	佐々木 和博
46	町関係	七戸町 農林課	課長	原子 保幸
47	町関係	七戸町 建設課	課長	鳥谷部 勉
48	町関係	七戸町 上下水道課	課長	町屋 淳一
49	町関係	七戸町教育委員会 学務課	課長	附田 良亮
50	町関係	七戸町教育委員会 生涯学習課	課長	井上 健
51	町関係	七戸町教育委員会 世界遺産対策室	室長	鳥谷部 伸一
52	町関係	七戸町議会 事務局	事務局長	相馬 和徳
53	町関係	七戸町農業委員会 事務局	事務局長	田村 教男

【監事】 2 名

No.	選出区分	所属機関・団体等名	役職	氏名
1	町関係	七戸町監査委員	代表監査委員	吉川 正純
2	町関係	七戸町 会計課	課長	中村 陽一

【顧問】 1 名

No.	選出区分	所属機関・団体等名	役職	氏名
1	県議会	青森県議会	議員	工藤 慎康

【参与】 7 名

No.	選出区分	所属機関・団体等名	役職	氏名
1	報道	株式会社東奥日報社 十和田支局	支局長	舘花 光秀
2	報道	株式会社デーリー東北新聞社 十和田総局	記者	向屋敷 萌
3	報道	県南新聞社	特派記者	伊藤 壽紀
4	報道	日本放送協会 三沢支局	記者	小原 敏幸
5	報道	青森放送株式会社 十和田支局	支局長	中村 健治
6	報道	青森朝日放送株式会社 八戸支社	執行役員 八戸支社長	浜谷 英幸
7	報道	株式会社青森テレビ 八戸支社	八戸支社長	大坂 浩二

【事務局】 4 名

No.	職名	所属機関・団体等名	役職	氏名
1	事務局長	国民スポーツ大会推進室	室長	山田 真太郎
2	事務局次長	国民スポーツ大会推進室	室長補佐	大池 謙嗣
3	事務局員	国民スポーツ大会推進室	総括主幹	上原子 敦
4	事務局員	国民スポーツ大会推進室	主任主査	築田 貴徳

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ



翔ける未来へ縄文の風に乗って



青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会
(七戸町教育委員会 国民スポーツ大会推進室内)
〒039-2592 青森県上北郡七戸町字七戸 31 番地 2
七戸町役場 七戸庁舎
電話 : 0176-58-6318 (直通)
FAX : 0176-62-6256
E-mail : 2026kokusupo01@town.shichinohe.lg.jp

青の煌めきあおもり国スポ
七戸町実行委員会

第1回総会

青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会 第1回総会

次 第

1 開会

2 議事

- (1) 議案第1号 青の煌めきあおもり国スポ七戸町開催基本方針（案） P1
- (2) 議案第2号 青の煌めきあおもり国スポ七戸町開催推進総合計画（案） P2～P4
- (3) 議案第3号 青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会令和6年度事業計画（案）
P5
- (4) 議案第4号 青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会令和6年度収支予算（案）
P6
- (5) 議案第5号 青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会専門委員会規程及び付託
事項等（案） P7～P9

3 その他

4 閉会

○参考資料

- (1) 青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会組織図（案） P10
- (2) 青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会事務局規程（案） P11～P14
- (3) 青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会会計処理規程（案） P15～P17

青の煌めきあおもり国スポ七戸町開催基本方針（案）

1 基本方針

第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「あおもり国スポ」という。）は、町民一人ひとりが、選手・関係者をはじめとする多くの来町者をやさしく迎え、もてなし、七戸町の豊かな自然や個性あふれる歴史・文化等を全国に発信し、七戸ならではの魅力あふれる大会を目指すこととする。

また、本大会の開催を通じて、町民のスポーツへの関心を高め、より一層のスポーツ活動の普及及び発展に寄与するとともに、七戸町の一体感や活力を醸成し、七戸町が目指す将来像「潤いと彩りあふれる田園文化都市」の形成を推進する。

2 実施目標

（1）町民総参加、協働による大会

あおもり国スポの成功に向け、広報を通じて開催機運を醸成し、町民総参加のもと大会を盛り上げ、町民・関係機関・関係団体・町が緊密な連携を保つ協働により大会を円滑に運営する。

（2）おもてなしの心による大会

全国から訪れる選手、監督及び役員をはじめ応援観戦に来られる方々を心やさしく迎え、選手等が気持ちよく七戸町を楽しめるよう受入れを実施する。

（3）選手が持てる力を発揮できる大会

選手が日頃の練習の成果を十分に発揮し、素晴らしい成績を収められるような大会運営を行い、見る者に夢と感動を与えることができる大会を目指す。

（4）競技力の向上と生涯スポーツの振興につながる大会

あおもり国スポを契機に、スポーツ団体・個人の競技力のさらなる向上に努めるとともに、町民のスポーツへの関心を高め、よりスポーツに親しめる環境づくりを推進する。

（5）七戸町の魅力を発信する大会

あおもり国スポの広報活動や開催を通じ、七戸町の豊かな自然や個性あふれる歴史・文化、食などの魅力を全国に発信し、確認することにより、ふるさと七戸に対する誇りを醸成する機会とする。

青の煌めきあおもり国スポ七戸町開催推進総合計画（案）

1 趣旨

第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「あおもり国スポ」という。）の成功に向け、七戸町の総力を結集して、親切心と魅力あふれる大会を目指し、七戸町開催基本方針に沿って開催推進総合計画を定めるものとする。

2 基本方針

(1) 総務企画

あおもり国スポを一過性のものとせず、七戸町が目指す将来像「潤いと彩りあふれる田園文化都市」の形成を推進する大会とするため、総合的な計画を立案し、施策を講ずる。

(2) 財務

県、競技団体、関係機関及び関係団体との相互協力のもと、最少の経費で最大の効果を上げるよう努め、健全な運営を図る。

(3) 広報

あおもり国スポ開催に対する町民の関心や参加意識を高めるため、効果的な広報活動を積極的に展開し、来町する方々に七戸町の豊かな自然、歴史、文化、食などの魅力を余すことなく発信する。

(4) 町民協働

町民一人ひとりがあおもり国スポ開催の意義を理解し、町民総参加のもと、一丸となって大会を盛り上げ、あおもり国スポ終了後も協働のまちづくりを推進する。

(5) 歓迎・おもてなし

選手、監督をはじめ、来町する方々に七戸町の観光、歴史、文化等を広く紹介し、再度訪れていただけるような心のこもったおもてなしを提供する。

(6) 競技

競技会の開催については、競技団体との緊密な連携により、効率的かつ円滑に運営できるよう努める。

また、競技運食用具、消耗品等、競技会運営に必要なものについては、可能な限り現有のものを活用、又は借用し、最小限の整備とする。

(7) 式典

式典については、あおもり国スポの大会スローガンである「翔ける未来へ縄文の風に乗って」に沿った七戸らしさのある運営を行う。

(8) 施設

競技施設については、国民スポーツ大会開催基準要項に規定されている施設基準を考慮し、既存施設を有効活用する。

(9) 宿泊

選手・監督をはじめ大会関係者等の宿泊については、県と連携しながら、競技に専念できる環境づくりに配慮した受入体制を確立する。

(10) 医事・衛生

あおもり国スポにかかる全ての方々の健康・安全を確保するとともに、大会を快適な環境のもとで開催するため、医療機関等関係機関との緊密な連携を行いながら、食品衛生及び環境衛生の向上を図るとともに防疫対策及び医療救護体制を確立する。

(11) 輸送・交通

七戸町の交通事情を勘案し、交通事業者等関係機関と緊密な連携を行いながら、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努める。

併せて、交通混雑の緩和と環境への負荷を軽減するため、公共交通機関の利用を促進し、交通安全の徹底を考慮した輸送・交通体制を確立する。

(12) 消防防災・警備

競技会場等大会関係施設における治安の確保や災害の防止、非常時における緊急対応に万全を期するため、警察・消防等関係機関と緊密な連携を行いながら、消防防災・警備体制を確立する。

3 年次計画

青の煌めきあおもり国スポ七戸町開催推進総合計画の年次計画は次の別表のとおりとする。

また、年次計画は進行管理を行うとともに、適宜見直しを行う。

青の煌めきあおもり国スポーツ七戸町開催推進総合計画 年次計画（案）

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度(開催年)	
年前(本大会開催地)	3年前(鹿児島県)	2年前(佐賀県)	1年前(滋賀県)	青森県	
主要日程	開催決定・会期決定		中央競技団体第2次正規視察		
推進組織	教育委員会 生涯学習課	教育委員会 国民スポーツ大会推進 実行委員会 総会 専門委員会			
			大会実施本部設置		
総務企画 財務		開催推進総合計画策定 年次計画策定 大会運営ガイドライン策定	基本計画進行管理 年次計画進行管理 大会実施本部マニュアル作成・運用		
		◎識別用品整備要項作成 ◎遺失物・拾得物取扱要項作成 ◎保険加入要項作成		◎識別用品整備・配布 ◎遺失物・拾得物取扱実施 ◎保険加入	
		企業協賛取扱要項作成	企業協賛の推進		
	広報		広報基本計画策定 広報啓発活動の推進 実行委員会ウェブサイト開設 広報看板等設置		
			大会報告書作成方針検討	大会報告書作成方針策定 開催1年前イベント開催	大会報告書作成
町民協働		町民協働基本計画策定 ボランティア募集要項作成	町民協働活動の推進・実施 ボランティア募集 ボランティア業務計画策定 研修会開催	ボランティア配置	
行幸啓				行幸啓・お成り計画策定	
歓迎・おもてなし		歓迎・おもてなし基本計画策定 ◎歓迎装飾実施要項作成 ◎案内所設置運営要項作成 ◎休憩所設置運営要項作成 ◎売店設置運営要項作成		◎歓迎装飾、ガイドブック等作成 ◎案内所設置 ◎休憩所設置 ◎売店設置	
競技式典	競技	競技運営基本計画策定 競技別実施要項検討 競技用具整備計画推進	競技別実施要項作成	競技別プログラム作成	
		競技日程・組合せ表検討 競技役員等編成案の作成(調査・回答) 競技会係員・補助員編成案の作成	競技日程・組合せ表決定 ※実施要項記載 競技役員等編成の決定 競技会係員・補助員編成の決定	競技役員等の委嘱 競技会係員・補助員の委嘱	
		情報通信基本計画策定	情報通信業務実施要項作成	臨時通信施設架設設置	
	式典	式典基本計画策定	式典実施要項作成 炬火イベント実施計画策定・実施要項作成	競技会開始式・表彰式 炬火イベント実施	
施設	七戸町総合アリーナ完成	七戸町総合アリーナ供用開始 施設整備基本計画策定 国スポ競技会場等設営設計図書・仕様書作成		国スポ競技会場等設営	
宿泊	宿泊	宿泊基本計画策定	宿泊業務実施要項作成	宿泊本部設置	
		第2次仮配宿	第3次仮配宿	大会配宿実施	
	医事・衛生	医事・衛生基本計画策定 ◎医療救護要項・実施マニュアル作成 ◎防疫対策要項・実施マニュアル作成 ◎食品衛生対策要項・実施マニュアル作成 ◎環境衛生対策要項・実施マニュアル作成	◎救護所設置計画策定 ◎防疫対策の推進 ◎食品衛生対策の推進 ◎環境衛生対策の推進	救護本部・救護所設置	
	弁当調製施設選定基準策定	弁当調製施設公募・決定 弁当調立検討・決定 弁当需要見込数調査	弁当調達実施(業務委託) 弁当申込受付		
輸送・交通	輸送・交通	輸送交通基本計画策定 輸送交通業務実施要項作成 輸送量・駐車場調査	輸送交通計画策定	輸送・交通本部設置	
	消防防災・警備	消防防災・警備基本計画策定	◎消防防災業務実施計画策定 ◎大規模災害・突発重大事案対策業務実施計画策定 ◎自主警備業務実施計画策定 ◎会場管理運営要綱策定	消防・警備本部設置	

第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」開催

青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会

令和6年度事業計画（案）

青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会令和6年度事業計画を次のとおりとし、円滑な開催準備業務に努める。

1 会議の開催

- (1) 実行委員会総会の開催
- (2) 専門委員会の開催
 - ア 総務企画専門委員会
 - イ 競技式典専門委員会
 - ウ 宿泊衛生専門委員会
 - エ 輸送交通専門委員会

2 準備業務の推進

- (1) 各種基本計画の策定、要項等の作成
 - ア 総務企画専門委員会
 - ・総務企画、広報、町民協働、歓迎及びおもてなしに関すること
 - イ 競技式典専門委員会
 - ・競技、式典及び施設に関すること
 - ウ 宿泊衛生専門委員会
 - ・宿泊、医事及び衛生に関すること
 - エ 輸送交通専門委員会
 - ・輸送、交通、消防防災及び警備に関すること
- (2) 広報啓発の推進
 - ア 実行委員会ウェブサイトの開設
 - イ その他広報啓発の推進
- (3) 大会運営準備業務の推進
 - ア 競技会場設計業務の委託

3 関係機関及び関係団体との連絡調整

- (1) 県との連絡調整
- (2) 競技団体及び関係機関との連絡調整

4 先催地の準備状況等の調査及び研究

- (1) SAGA2024 国民スポーツ大会（剣道）視察（9月）
- (2) SAGA2024 国民スポーツ大会（剣道）事業概要説明会（12月）
- (3) その他開催準備に係る調査研究等

青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会
令和6年度収支予算（案）

1 収入

（単位：千円）

科 目	本年度予算額	説 明
負担金	2,900	七戸町負担金
合 計	2,900	

2 支出

（単位：千円）

科 目	本年度予算額	説 明
総務費	230	
事務局費	230	印鑑、消耗品、振込手数料等
開催推進費	2,170	
広報啓発費	1,020	カウントダウンボード、看板等制作、HP使用料
歓迎装飾・町民運動推進費	1,150	ねぶたアップリート君（剣道）制作等
大会競技運営費	500	
大会運営総務費	500	会場設計業務委託料
合 計	2,900	

青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会専門委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会会則（以下「会則」という。）第12条第3項の規定に基づき、青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（専門委員会の名称等）

第2条 専門委員会の名称及び会則第11条第4項第5号に規定する付託事項等は、別表のとおりとする。

（役員）

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

（役員を選任）

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

（役員の職務）

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席できない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人への権限の委任又は書面により議決に加わることができる。この場合において、当該専門委員は、出席したものとみなす。
- 4 専門委員会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任した者又は書面により議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があるときは、専門委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 6 委員長は必要があると認めるときは、専門委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を専門委員会の議決に代えることができる。

（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、令和6年6月20日から施行する。

(別表) 第2条関係

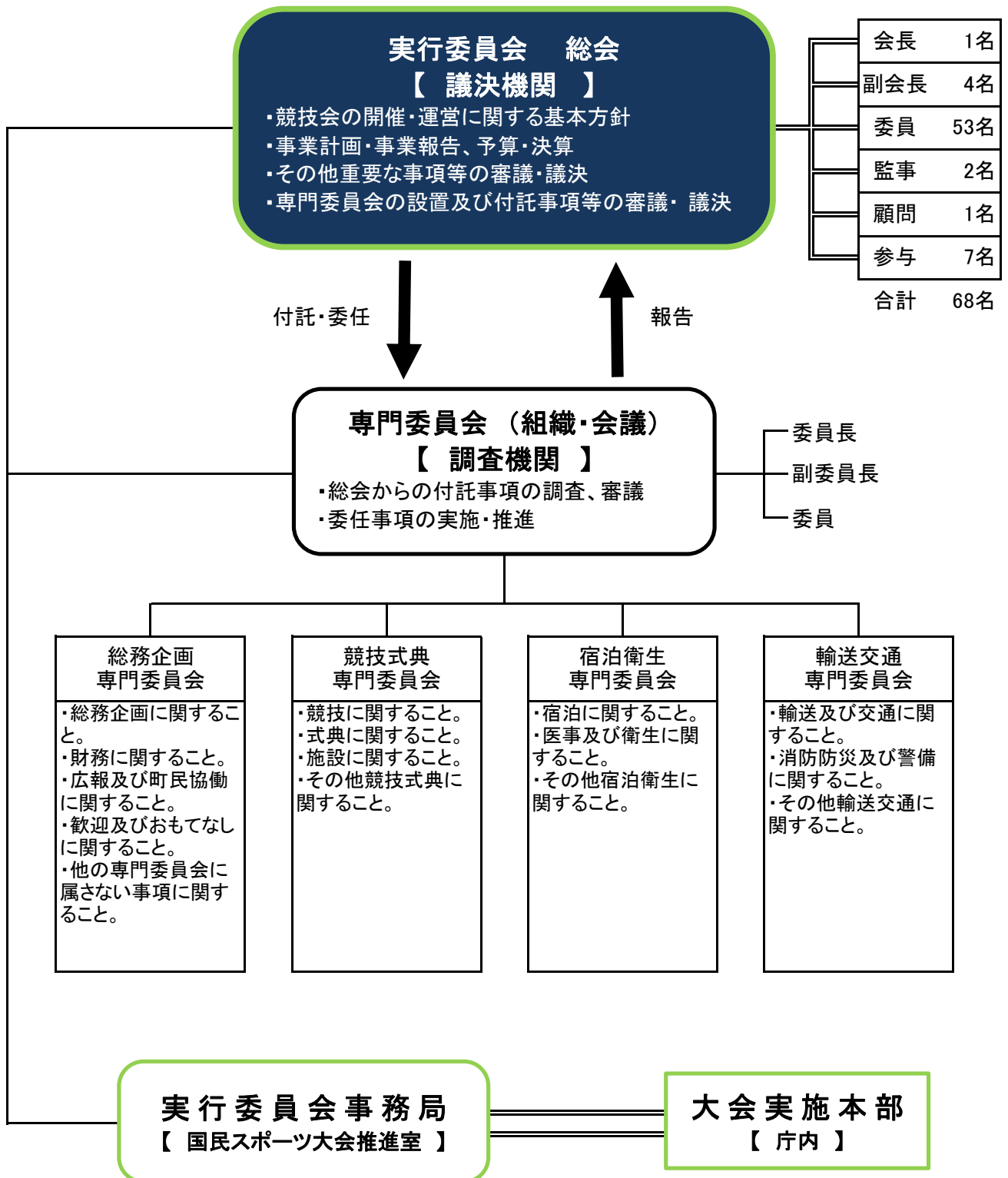
名称	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関する事。 2 財務に関する事。 3 広報及び町民協働に関する事。 4 歓迎及びおもてなしに関する事。 5 他の専門委員会に属さない事項に関する事。	左記の付託事項のうち、事業の実施に関する事。
競技式典 専門委員会	1 競技に関する事。 2 式典に関する事。 3 施設に関する事。 4 その他競技式典に関する事。	左記の付託事項のうち、事業の実施に関する事。
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊に関する事。 2 医事及び衛生に関する事。 3 その他宿泊衛生に関する事。	左記の付託事項のうち、事業の実施に関する事。
輸送交通 専門委員会	1 輸送及び交通に関する事。 2 消防防災及び警備に関する事。 3 その他輸送交通に関する事。	左記の付託事項のうち、事業の実施に関する事。

青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会
総会から専門委員会への付託事項等（案）

青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会会則第 11 条第 4 項第 5 号の規定に基づく専門委員会への付託事項等は次のとおりとする。

- 1 大会開催に関する総合計画及び運営に関すること。
- 2 広報、町民協働、歓迎及びおもてなしに関すること。
- 3 競技及び式典の企画運営に関すること。
- 4 競技施設・設備等に関すること。
- 5 宿泊、医事及び衛生に関すること。
- 6 輸送、交通、消防防災及び警備に関すること。
- 7 その他大会開催の準備に必要な事項に関すること。

青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会 組織図 (案)



青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会事務局規程（案）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会会則（以下「会則」という。）第14条第2項の規定に基づき、青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会（以下「実行委員会」という。）の事務局の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 事務局

（事務局）

第2条 事務局は、七戸町教育委員会国民スポーツ大会推進室内に置く。

（業務）

第3条 事務局は、実行委員会に関する事務を処理する。

（職員）

第4条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 事務局職員

2 事務局の職員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

3 事務局に出納員を置く。

4 会長は、特に必要があると認めるときは、七戸町職員以外の者を事務局の職員として置くことができる。

（所掌事務）

第5条 事務局の所掌事務は、別表第2のとおりとする。

（職務）

第6条 事務局長は、会長の命を受け、事務局を統括し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

第3章 事務の専決等

（専決）

第7条 事務局長が専決できる事項は、別表第3のとおりとする。

2 事務局長は、前項の規定に定めがないものであっても、その内容により専決することが適当であると認められるものについては、専決することができる。

3 事務局長は、必要があると認められるものについては、その専決した事項を速やかに会長に報告しなければならない。

（代決）

第8条 会長が不在のときは事務局長が、その事務を代決する。

2 事務局長が専決する事務について事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

3 前2項の規定にかかわらず、重要又は異例と認められる事項については、代決することができない。ただし、あらかじめ事務局長が処理方針を指示した事項については、この限りではない。

4 第2項及び第3項の規定により代決した者は、代決した事項のうち必要と認められるものについては、速やかに決裁権者に報告しなければならない。

第4章 文章及び公印

(記号及び番号)

第9条 文書には、記号及び番号を付けるものとする。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

2 文書の記号は、「七国委」とする。

3 文書の番号は、会計年度ごとの一連番号とする。

(保存)

第10条 事務の処理が完結した文書は、事務局にて編さんし、保存しなければならない。

(公印)

第11条 事務局で使用する公印の種類は、別表第4のとおりとする。

2 前項に定める公印の保管は、事務局長が行うものとする。

(準用)

第12条 文書及び公印の取扱いについては、七戸町教育委員会文書取扱規則（平成26年3月18日教育委員会規則第3号）及び七戸町教育委員会公印規則（平成17年3月31日教育委員会規則第6号）の例による。

第5章 服務及び旅費

(服務)

第13条 職員の服務については、七戸町教育委員会職員服務規程（平成17年3月31日教育委員会訓令第2号）の例による。

(旅費)

第14条 職員の旅費の額及び支給方法については、七戸町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（平成17年3月31日条例第48号）及び同条例の委任により制定された規則の例による。

(費用弁償)

第15条 実行委員会委員等が会務のため旅行したときは、その旅費について費用弁償として旅費を支給することができる。ただし、実行委員会及び専門委員会の会議の出席に要する経費については、この限りではない。

2 前項において支給される費用弁償の額及び支給方法については、前条の例による。

第6章 財務

(予算)

第16条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき予算を変更する場合は、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

第17条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調整し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会則第 16 条に規定する監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

(出納員)

第 18 条 第 4 条第 3 項に規定する出納員には、事務局次長をもって充てる。

(金融機関の指定)

第 19 条 現金の出納は、事務局長が指定する金融機関を通じて行うものとする。

(準用)

第 20 条 この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項については、七戸町財務規則（平成 17 年 3 月 31 日規則第 41 号）の例による。

第 7 章 補足

(委任)

第 21 条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 6 月 20 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

事務局長	七戸町教育委員会 国民スポーツ大会推進室長
事務局次長	同 上 室長補佐
事務局職員	同 上 職員

別表第 2（第 5 条関係）

(1) 事務局の組織、人事、服務等に関すること。
(2) 総会、専門委員会の事務に関すること。
(3) 実行委員会の事業計画及び事業報告に関すること。
(4) 実行委員会の予算及び決算等に関すること。
(5) その他実行委員会の事務に関すること。

別表第 3（第 7 条関係）

事 項	事務局長専決事項
(1) 職員の任命に関すること	第 4 条第 4 項の規定により、会長が特に必要があると認めた職員の任命に関すること。
(2) 職員の服務に関すること	事務局次長の服務に関すること。
(3) 文書に関する事務に関すること	重要な通知、届出、申請、照会、回答及び報告等に関すること。
(4) 旅行命令に関すること	委員、職員等の旅行命令に関すること。

(5) 専門委員会の開催に関する こと	○
(6) 資金前渡職員に関する こと	○
(7) 予算の流用に関する こと	○
(8) 工事又は製造の請負に 関すること	1 件の予定価格が 100 万円未満のもの
(9) 物品の購入、修繕、印刷 製本及び委託に関する こと	1 件の予定価格が 50 万円未満のもの
(10) (8)、(9) 以外の契約等 に関する こと	○
その他	前各号に掲げるもののほか、これらに類するものと認められる事項に関する こと。

別表第 4 (第 11 条関係)

公印の名称	ひな形	形状	寸法	書体
青の煌めきあおもり 国スポ七戸町実行 委員会会長之印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 青 の 煌 め き あ お も り 国 ス ポ 七 戸 町 実 行 委 員 会 会 長 之 印 </div>	正方形	24 ^ミ 角	てん書

青の焔めきあおもり国スポ七戸町実行委員会会計処理規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、青の焔めきあおもり国スポ七戸町実行委員会会則（以下「会則」という。）第17条第2項の規定に基づき、青の焔めきあおもり国スポ七戸町実行委員会（以下「実行委員会」という。）の会計処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会計処理の範囲）

第2条 この規程において会計処理とは、次の事項をいう。

- (1) 予算及び決算に関する事項
- (2) 会計帳簿の記帳、整理及び保管に関する事項
- (3) 金銭の収支に関する事項
- (4) 契約に関する事項

（帳簿等）

第3条 実行委員会は、予算及び会計に関する帳簿等を備え、所要の事項を整然かつ明瞭に記録しなければならない。

2 帳簿等は、作成年度の終了後、5年間保存しなければならない。

（会計責任者）

第4条 会計責任者は、事務局長とする。

（補正予算）

第5条 会長は、予算の決定後、やむを得ない理由により予算に変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、総会の議決を経なければならない。

（予算の流用）

第6条 予算の執行上やむを得ない理由があるときは、会長の承認を得て科目相互間において予算を流用することができる。

（金銭の範囲）

第7条 この規程において金銭とは、現金及び預貯金をいう。

2 現金とは、通貨のほか小切手その他随時に通貨と引き換えることができる証書をいう。

3 預貯金とは、当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、郵便貯金等をいう。

4 手形及び有価証券は、金銭に準じて取り扱う。

（金融機関）

第8条 金融機関との取引を開始し、又は廃止するときは、会長の承認を得て会計責任者が行う。

2 金融機関との取引は、会長の名をもって行う。

（金銭出納）

第9条 金銭の出納及び保管は、会計責任者が行う。

2 現金の出納は、会計責任者が特に必要と認めた場合のほか、速やかに金融機関に預け、又は厳重な管理のもとに保管する。

3 金銭の支払は、会計責任者の承認に基づいて行い、支払に際しての領収書等は十分に注意して保管しなければならない。

4 預金証書等は、所定の金庫に保管し、又は金融機関に保護預かりしなければならない。

(収入の調定)

第10条 収納しようとするときは、収入の理由、所属年度、金額、収入科目その他必要な事項を記載した調定決議書により徴収の決定をしなければならない。

2 会計責任者は、やむを得ない事由がある場合は、徴収の決定前に収納することができる。

(納入の通知)

第11条 前条第1項の規定により徴収の決定を行ったときは、振込依頼書等を納入義務者に送付することにより、納入の通知をしなければならない。

(収納)

第12条 会計責任者は、収納したときは、領収書を発行しなければならない。ただし、口座振込で収納したときは、この限りではない。

(支出)

第13条 支出は、債権者の提出した請求書に基づき、支出決議書を作成して行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の支出については請求書を要しないものとする。

- (1) 公署等の発行した納付書等によるもの
- (2) 切手、収入印紙
- (3) その他請求書により難しいもの

3 会計責任者は、支出の都度、速やかに支出決議書（支出伺い）、証拠書類（銀行が発行する振込伝票の控え等）、通帳を突合して適正な支出が行われたことを確認し、支出決議書に確認した記録を残さなければならない。

(支払方法)

第14条 支払は、口座振込を原則とする。ただし、小口の支払等については、現金で支払うことができる。

2 現金で直接支払う場合には、領収書と引換えにしなければならない。ただし、領収書の徴収が困難な場合には、別に定める支払証明書をもってこれに代えることができる。

(特例的支払)

第15条 事務取扱上やむを得ない場合は、次の特例的支払を行うことができる。

- (1) 資金前渡払
- (2) 概算払
- (3) 前金払

2 前項第1号又は第2号の支払を行った場合は、事後速やかに精算をしなければならない。

(手許現金)

第16条 会計責任者は、日々の現金支払に充てるため、必要最小限の手許現金を置くことができる。

(備品の管理)

第17条 備品の管理のため台帳を備え、その保全状況及び移動について記録するとともに、移動、毀損又は滅失のあった場合は会計責任者に報告しなければならない。

2 会計責任者は、毎年度一回以上、備品台帳と現物の照合を行わなければならない。

(その他)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 6 月 20 日から施行する。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ



翔ける未来へ縄文の風に乗って



青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会
(七戸町教育委員会 国民スポーツ大会推進室内)
〒039-2592 青森県上北郡七戸町字七戸 31 番地 2
七戸町役場 七戸庁舎
電話 : 0176-58-6318 (直通)
FAX : 0176-62-6256
E-mail : 2026kokusupo01@town.shichinohe.lg.jp